

杉並区子ども・子育て支援事業計画（案）

平成30年度・31年度

（平成29年度見直し）

杉並区

目 次

第1章 計画の見直しの趣旨 P2

- 1 中間年の見直し実施の背景
- 2 見直しの考え方
- 3 事業計画数値を見直しの対象とする施設・事業

第2章 杉並区における子ども・子育てを取り巻く状況 P4

- 1 就学前の人口・世帯等の状況
- 2 就学前の教育・保育施設等の状況

第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等 P9

- 1 量の見込みの算出方法
- 2 保育の必要性の認定
- 3 量の見込みとそれに対する確保量等
 - (1) 就学前の教育・保育
 - ① 教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））
 - ② 保育施設（認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業
 - ① 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）
 - ② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
 - ③ 利用者支援（利用者支援事業）
 - ④ 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）
 - ⑤ 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）
 - ⑥ 延長保育（延長保育事業）
 - ⑦ 病児保育（病児保育事業）
 - ⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
 - ⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
 - ⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）
 - ⑪ 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）
 - ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業
 - ⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業

第4章 計画の推進に向けて P34

第1章 計画の見直しの趣旨

1 中間年の見直し実施の背景

杉並区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）に基づき、杉並区子ども・子育て会議の意見聴取を経て、平成27年3月に策定しました。

量の見込みと確保量の算定に当たっては、子育て世帯に対する実態調査を実施し、潜在的な需要も加味しました。

しかし、平成27年4月以降、事業計画での人口推計を上回る就学前人口の増加や認定率の上昇がみられること、また、教育施設の量の見込みが減少傾向になる一方で、保育施設の量の見込みが当初の計画数値を上回る状況となり、教育・保育において、事業計画に定めた量の見込みと実績値にかい離が生じ、保育施設については、平成28年4月での待機児童が増加しました。

こうした状況の中、区は、平成28年度に「待機児童解消緊急対策」を講じるなど、待機児童解消に向け、認可保育所を核とした保育施設の整備に迅速かつ全力で取り組み、一定の成果を上げることはできましたが、待機児童のゼロを達成するには至りませんでした。

また、学童クラブについても、国の指針により平成27年4月からこれまでの原則小学校3年生までから小学6年生までに対象が拡大されたことに加え、保育需要の増加が移行するかたちで学童クラブの需要も増加すると見込まれることから、対策を講じる必要があります。

以上の状況を踏まえ、改めて杉並区子育て家庭実態調査（以下「実態調査」という。）を実施し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保量、確保策の見直しを実施することとしました。

2 見直しの考え方

今回の見直しは、策定時の事業計画に記載している就学前の人口推計を、平成27年度から29年度については、実績数値に置き換え、最近の就学前人口の増減傾向に基づき、改めて平成30年度・31年度の人口推計を行いました。

また、事業計画に記載している各事業のうち、直近の量の見込み及び確保量の実績値との間にかい離が見られたものについて、就学前児童数の見直しや実績値、実態調査を踏まえ、平成30年度・31年度の量の見込みと確保する量について再算定し、確保策の推進等に当たっての基本的な考え方についても、必要に応じた見直しを行いました。

【人口推計見直しの方法】

今回の人口推計においては、直近の総人口、就学前人口の増加傾向を踏まえ、平成29年1月1日現在の杉並区住民基本台帳登録人口を基準に、コーホート変化率法※の手法を用いて推計しました。

※過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いられる簡便な推計方法

3 事業計画数値の見直しの対象とする施設・事業

事業計画数値を見直す施設及び事業は以下のとおりです。

○就学前の教育・保育

- ・教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））
- ・保育施設（認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）

○地域子ども・子育て支援事業

- ・妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） 他12事業

就学前の教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園 （3～5 歳児を対象） ○ 区立子供園 （3～5 歳児を対象とした幼保一体型） ○ 認定こども園 （0～5 歳児を対象とした幼保一体型） ○ 認可保育所 （0～5 歳児を対象） ○ 地域型保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育 （定員 6～19 人） ・家庭的保育 （定員 5 人以下） ・事業所内保育 〔 保育所型 定員 20 人以上 〕 〔 小規模型 定員 6～19 人 〕 ・居宅訪問型保育 （保護者宅での 1 対 1 保育） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 妊婦健康診査（妊娠健康診査事業） ② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ③ 利用者支援 ④ 乳幼児親子のつどいの広場 （地域子育て支援拠点事業） ⑤ 乳幼児の一時預かり （一時預かり事業） ⑥ 延長保育（延長保育事業） ⑦ 病児保育（病児保育事業） ⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業） ⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業） ⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業） ⑪ 要保護児童等の支援のための事業 （養育支援訪問事業等） ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の負担軽減を図るため、保護者が教育・保育施設に支払う実費負担の費用等を助成する事業 ⑬ 多様な主体の新制度への参入促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・新規に参入する民間事業者に対して、事業経験のある者により巡回支援を実施したり、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

第2章 杉並区における子ども・子育てを取り巻く状況

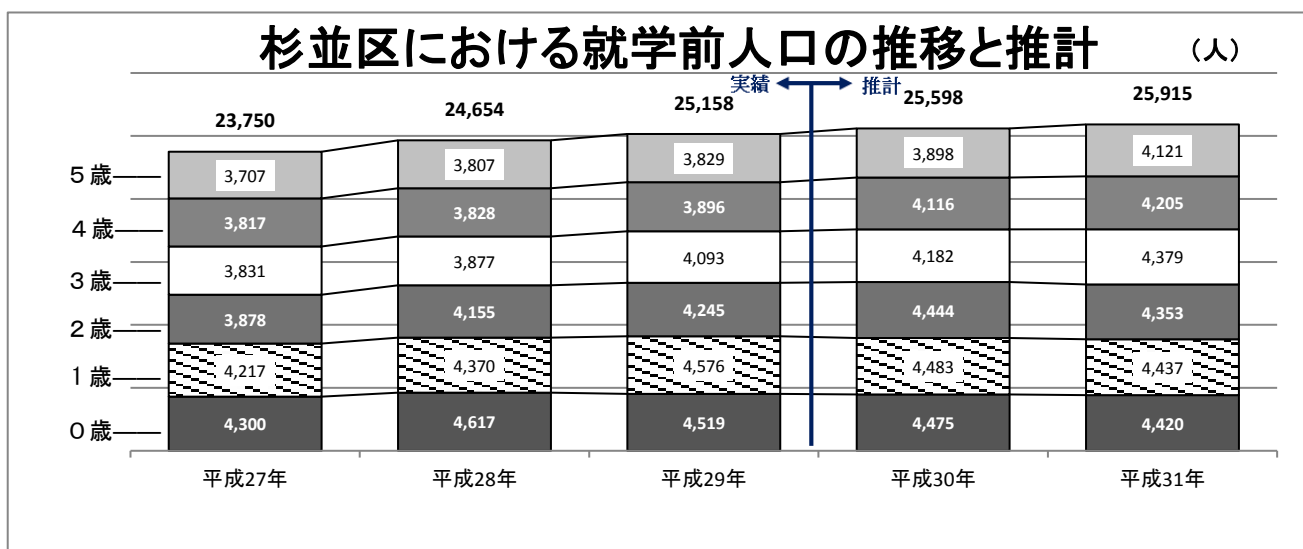
1 就学前の人口・世帯等の状況

(1) 就学前人口

平成27年3月の事業計画策定時は、小学校就学前の子どもの人口については、平成22年以降増加傾向にあり、平成28年をピークに減少に転じると見込まれていました。

また、0歳児については、平成27年をピークに減少に転じると推計していましたが、実績では、平成27年から平成28年に317人増え、平成29年にかけて98人減少し、1歳児人口のピークも平成28年と推計していましたが、平成29年にかけて206人増えています。

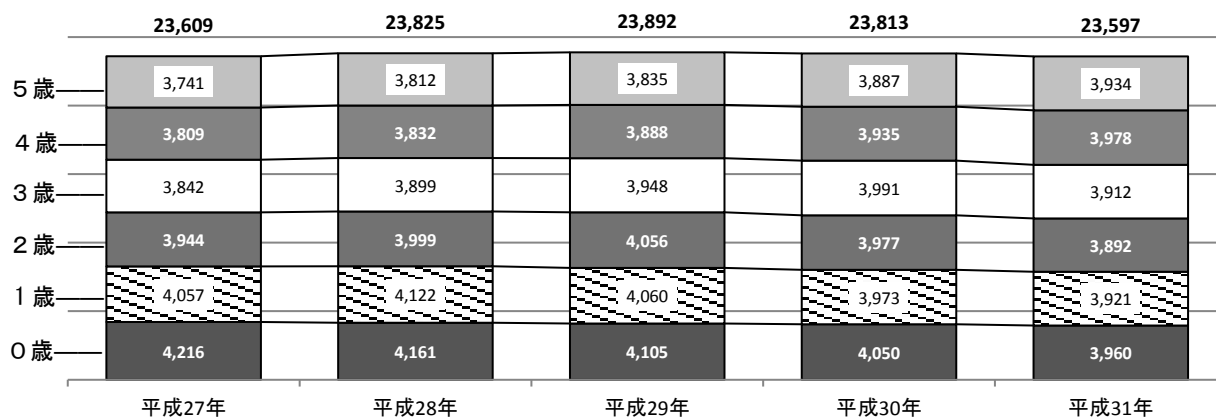
就学前人口は、今後の子ども・子育てに関する施設整備による確保量や子ども・子育て支援事業の需要量に影響を及ぼすことから、今回、平成27年から平成29年の就学前人口の実績を踏まえ、平成30年、平成31年の就学前人口の推計値を再計算することにしました。



出典：実績：杉並区住民基本台帳(各年1月1日現在。外国人登録者含む。) 推計：実績による推計

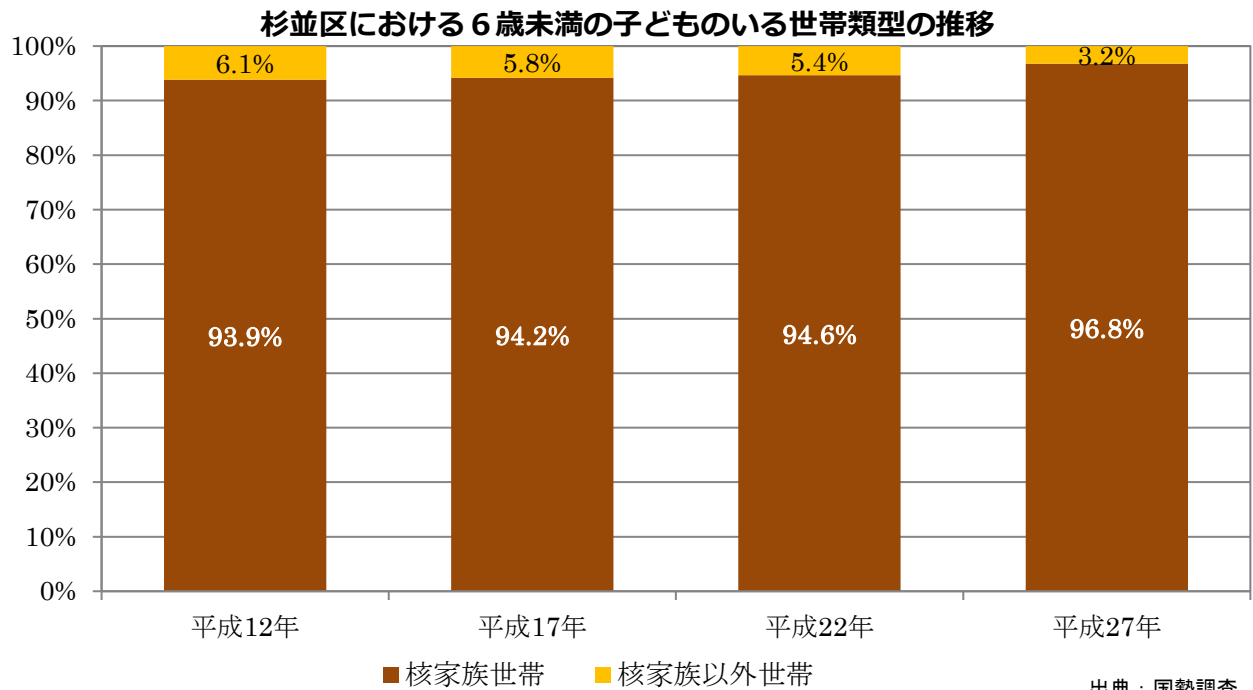
今回の見直しによる推計では、0～2歳児は平成29年以降、順次人口減少の傾向に向っていますが、就学前人口全体としては、計画期間である平成31年までの間は、増加する見通しです。そのため、今回の推計結果と実態調査の結果を踏まえ、必要に応じて各事業の需要量を見直します。

(参考) 計画策定当初の就学前人口の推計 (人)



(2) 6歳未満の子どものいる世帯の推移

国勢調査によると、杉並区における6歳未満の子どものいる世帯については、引き続き核家族化が進んでいる傾向にあります。



2 就学前の教育・保育施設等の状況

(1) 教育施設

平成 29 年度における区内の就学前の教育施設の利用状況は、以下のとおりです。

私立幼稚園数は減少傾向（平成 22 年度：47 園→平成 26 年度：38 園）にありましたが、ここ数年は、減少傾向に歯止めがかかっています。

各年 5 月 1 日現在

	施設の概要	対象年度	施設数	定員	在籍 児童数	定員 充足率
私立幼稚園	3～5 歳児を対象に、幼児教育を実施。	26 年度	38 園	6,555 人	5,677 人	86.6%
		29 年度	39 園	6,625 人	5,606 人	84.6%
認定こども園 (短時間保育)	0～5 歳児を対象に、幼稚園と保育所両方の利点を活かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設。	26 年度	2 園	354 人	318 人	89.8%
		29 年度	0 園	0 人	0 人	0%
区立子供園 (短時間保育)	保護者の就労形態に関わらず 3～5 歳児を預けることのできる区独自の幼保一体化施設。	26 年度	6 園	396 人	380 人	96.0%
		29 年度	6 園	297 人	268 人	90.0%
計		26 年度	46 園	7,305 人	6,375 人	87.3%
		29 年度	45 園	6,922 人	5,874 人	84.9%

※ 私立幼稚園には幼稚園における長時間預かりは含まない。

※ 平成 26 年度認定こども園 2 園は、私立幼稚園となっています。

(2) 保育施設

平成 29 年度における区内の保育施設の利用状況は、以下のとおりです。杉並区では、近年の保育ニーズの増大化・多様化を踏まえた、保育施設の整備に迅速に取り組み、定員の拡大を図ってまいりました。

定員は各年 4 月 1 日現在

		施設の概要	対象年度	施設数	定員	在籍児童数
認可保育所	区立	保育を必要とする 0～5 歳児を対象に保育・教育を実施。	26 年度	※43 所	4,016 人	4,021 人
			29 年度	44 所	4,138 人	4,088 人
	私立		26 年度	26 所	2,017 人	1,940 人
			29 年度	62 所	5,114 人	4,316 人
その他保育施設等※		地域型保育事業及び認可外保育施設（認証保育所や区保育室など、都や区の独自の保育施設・事業）。	26 年度	67 所	1,644 人	1,432 人
			29 年度	95 所	2,307 人	1,699 人
私立幼稚園の長時間預かり		私立幼稚園における長時間の預かり保育事業	26 年度	4 園	150 人	122 人
			29 年度	6 園	260 人	270 人
認定こども園（長時間保育）		0～5 歳児を対象に、幼稚園と保育所両方の利点を活かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設。	26 年度	2 園	56 人	58 人
			29 年度	0 園	0 人	0 人
区立子供園（長時間保育）		保護者の就労形態に関わらず、3～5 歳児を預けることのできる区独自の幼保一体化施設。	26 年度	6 園	154 人	168 人
			29 年度	6 園	238 人	209 人
計			26 年度	148 所	8,037 人	7,741 人
			29 年度	213 所	12,057 人	10,582 人

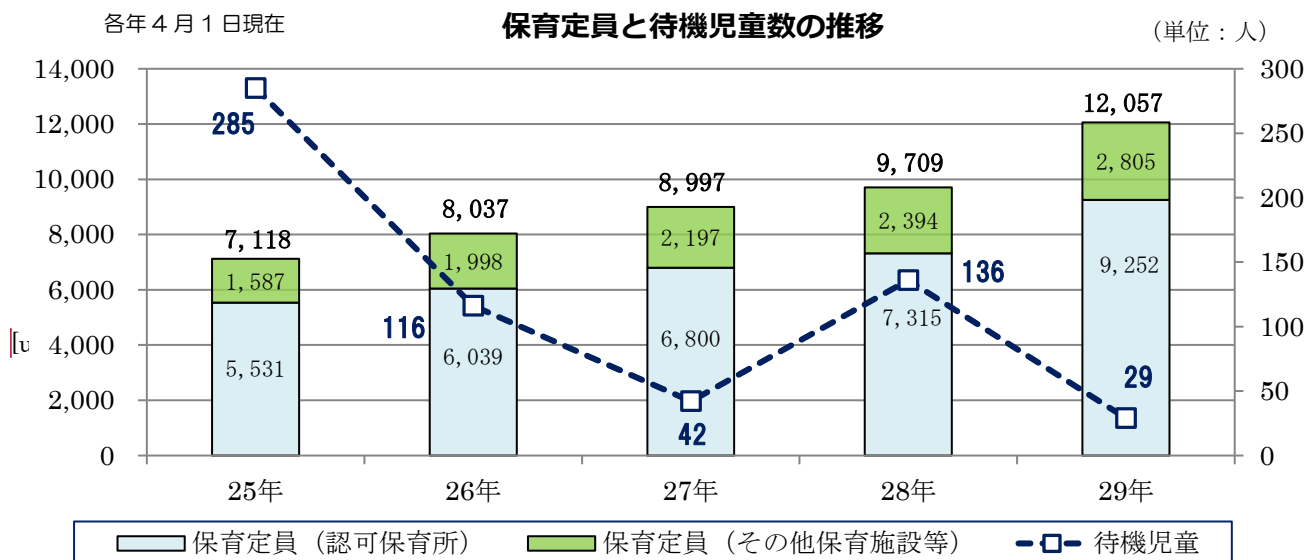
※ 認可保育所・区立・26 年度は、1 保育所が休園中

※ その他保育施設等：地域型保育事業、認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

※ 平成 29 年度のその他保育施設等の定員には、定期利用及び定員調整等を含む

(3) 保育定員と待機児童数の推移

東京への人口の一極集中の傾向や女性の就労人口の増加を背景に、区内の保育需要（保育定員＋待機児童数）は想定以上に急増することが明らかになったため、区では平成28年度に「待機児童解消緊急対策」により、認可保育所を核とした保育施設整備を進めました。その結果、待機児童の解消には至りませんでした。保育定員の大幅増員により、前年度に比べ、待機児童の減少を実現することができました。



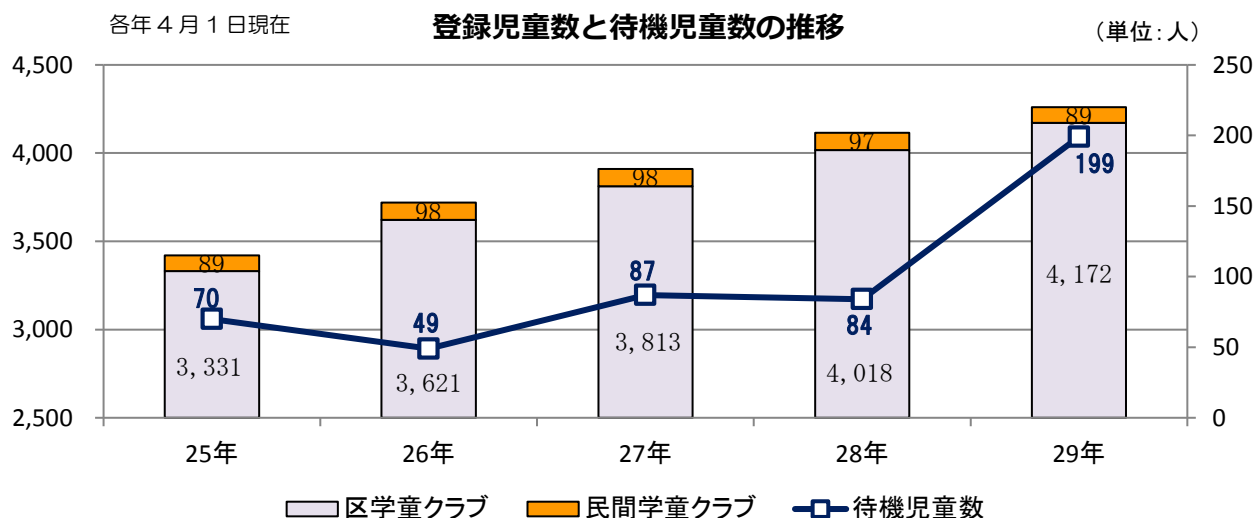
※待機児童数については、平成25年度以降「国の定義」に基づく算定から、やむを得ず育児休業を延長するなどのケースを独自に加えた「より実態に即した算定方法」に変更している。

※**その他保育施設等**：地域型保育事業、認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、私立幼稚園の長時間預かり、認定こども園（長時間保育）、区立子供園（長時間保育）

※平成29年度は、定期利用及び定員調整等を含む。

(4) 学童クラブ登録児童数と待機児童数の推移

保育需要が就学以降につながることから、学童需要も当面、増加傾向が続くものと考えられます。区立施設再編整備計画に基づく学童クラブの整備に加え、放課後等居場所事業や小学校から児童館への直接来館制度の実施など、小学生の成長や意向に応じた多様な居場所を引き続き整備する必要があります。



※区内には、区の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に該当する民間学童クラブが現在2か所ある。

第3章 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対する確保量等

1 量の見込みの算出方法

- 就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、以下のとおり、子育て支援に関する実態調査を実施し、その結果や就学前人口の推計値、実績数を踏まえて、計画見直し期間（平成30・31年度）における各年度の見込み量を算出しています。

《杉並区子育て家庭実態調査等の概要》

(1) 調査対象及び調査件数

調査対象	調査件数
杉並区在住の就学前の子どもの保護者	4,800人
杉並区在住の小学生の保護者	4,800人
杉並区在住の中学2年生の保護者	800人

(2) 抽出方法：杉並区住民基本台帳から無作為抽出

(3) 調査方法：郵送配布・郵送回収

(4) 実施時期

- ・調査票の発送 平成29年 9月 19日
- ・調査票の回答期限 平成29年10月 5日

(5) 主な調査項目

- ・保護者の就労状況及び今後の就労希望
- ・幼稚園や保育園・学童クラブ等の利用状況及び今後の利用希望
- ・乳幼児親子のつどいの場の利用状況及び今後の利用希望
- ・子育て家庭の経済状況や子育て環境に関する状況
- ・子育て応援券の利用実態

(6) 回答者数及び回答率

調査対象	回答者数	回答率
就学前の子どもの保護者	2,800人	58.33%
小学生の保護者	2,855人	59.48%
中学2年生の保護者	446人	55.75%

(7) 量の見込みの算出方法

各施設・事業について、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月）に基づいて算出した量の見込みを基本に調整・算出します。

- (8) その他、調査項目のうち、子育て家庭の経済状況や子育て環境に関する状況については、子どもの貧困対策に関する施策に、子育て応援券の利用実態は、行財政改革推進計画に基づく子育て応援券事業の見直しに反映させます。

[事業計画期間における就学前人口の実績と推計]

(各年4月1日現在)

	算出時期	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	0 歳	策定時	4,203 人	4,149 人	4,093 人	4,038 人
見直し		4,480 人	4,643 人	4,470 人	4,426 人	4,372 人
1 歳	策定時	4,053 人	4,118 人	4,056 人	3,969 人	3,917 人
	見直し	4,171 人	4,446 人	4,561 人	4,468 人	4,423 人
2 歳	策定時	3,948 人	4,003 人	4,060 人	3,981 人	3,896 人
	見直し	3,929 人	4,105 人	4,351 人	4,555 人	4,462 人
3 歳	策定時	3,846 人	3,903 人	3,952 人	3,995 人	3,916 人
	見直し	3,864 人	3,922 人	4,081 人	4,170 人	4,367 人
4 歳	策定時	3,836 人	3,859 人	3,915 人	3,963 人	4,006 人
	見直し	3,811 人	3,859 人	3,905 人	4,125 人	4,215 人
5 歳	策定時	3,767 人	3,859 人	3,862 人	3,914 人	3,962 人
	見直し	3,741 人	3,802 人	3,891 人	3,961 人	4,188 人
計	策定時	23,653 人	23,871 人	23,938 人	23,860 人	23,645 人
	見直し	23,996 人	24,777 人	25,259 人	25,705 人	26,027 人

※太線枠は、今回の事業計画の見直しをする対象期間

2 保育の必要性の認定

- 子ども・子育て支援法における新制度では、就学前の教育・保育を希望する保護者の申請を受け、区が定めた基準（杉並区子ども・子育て支援法第 20 条に規定する支給認定に関する規則）に基づき、施設の利用手続に先立ち、次の認定区分により保育の必要性及び必要量を認定します。

認定区分	対象となる子ども	教育・保育時間（保育の必要量）
1号認定	3～5 歳で教育を希望する子ども（保育の必要性なし）	教育標準時間
2号認定	3～5 歳で「保育が必要な事由」に該当する子ども	保育標準時間（11 時間） 保育短時間（8 時間）
3号認定	0～2 歳で「保育が必要な事由」に該当する子ども	保育標準時間（11 時間） 保育短時間（8 時間）

参考 保育が必要な事由

- 就労（1 か月において 48 時間以上労働することを常態とすること。）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧に当たっている場合
- 求職活動（起業準備を含む。）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- 虐待やDVのおそれがあること。
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

- 本計画において、教育・保育の量の見込みとそれに対する確保量の算定に当たっては、次のとおり認定区分と利用施設（確保策）を整理しています。

認定区分		利用施設（確保策）
1号認定	3～5歳で教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
2号認定	3～5歳で「保育が必要な事由」に該当するが、教育の利用希望が強い子ども（2号認定（教育希望））	幼稚園 認定こども園（長時間保育）
	3～5歳で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども（2号認定（保育希望））	保育所 認定こども園（長時間保育）
3号認定	0～2歳で「保育が必要な事由」に該当する子ども	保育所 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業※

※ 地域型保育事業について

●家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5名以下）を対象に保育を実施する事業です。

●小規模保育

認可保育所に比べ小規模な環境（定員6～19名）で、保育を実施する事業です。保育士の配置割合などでA・B・Cの3類型があります。

A型＝認可保育所の分園型

B型＝A型とC型の中間型

C型＝家庭的保育のグループ（集合）型 ※C型の定員は15名まで

●事業所内保育

区内の企業（事業所）が自社の従業員の子どもの預かる保育施設で、従業員の子どもの他に地域の子どものも一緒に保育を行う事業です。保育所型（定員20名以上）と小規模型（定員6～19名）があります。

●居宅訪問型保育

病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行う事業です。

3 量の見込みとそれに対する確保量等

(1) 就学前の教育・保育

① 教育施設（幼稚園、認定こども園（短時間保育）、区立子供園（短時間保育））

【事業実績等】

○ 区内における就学前の教育施設の利用状況は、以下のとおり推移しています。

【施設類型別入所実績】

各年5月1日現在

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
私立幼稚園	5,519人	5,711人	5,677人	5,990人	5,781人	5,606人
認定こども園 （短時間保育）	322人	328人	318人	0人	0人	0人
区立子供園 （短時間保育）	417人	388人	380人	352人	287人	268人
計	6,258人	6,427人	6,375人	6,342人	6,068人	5,874人

※ 私立幼稚園については、長時間預かりの在籍児童数を除く。

【量の見込みとそれに対する確保量】

基準日：各年4月1日

			算出 時期	30年度	31年度
量の見込み	内訳	1号認定	策定時	4,562人	4,484人
			見直し	5,691人	5,512人
		2号認定（教育希望）	策定時	1,362人	1,339人
			見直し	0人	0人
	計①		策定時	5,924人	5,823人
			見直し	5,691人	5,512人
確保量	内訳	幼稚園、子供園	策定時	682人	682人
			見直し	652人	652人
		その他※	策定時	6,420人	6,420人
			見直し	6,390人	6,350人
	計②		策定時	7,102人	7,102人
			見直し	7,042人	7,002人
差引	②－①		策定時	1,178人	1,279人
			見直し	1,351人	1,490人

※その他について

- ・当面、子ども・子育て支援制度に移行せず、私学助成等による運営を継続する幼稚園が該当する。

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 教育施設の量の見込みについては、実態調査から推計した数値が実態と比較し、大きく下振れしていることから、より実態に即した計画とするため、実績の推移から算定しました。
- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、就学前人口の推計の見直し及び実績数値に基づき、平成30年度以降の量の見込みを見直しました。それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 平成30年度、31年度ともに、量の見込みを上回る確保量となっています。
- 一方で、この間、廃園となる私立幼稚園が出てきていることから、今後とも、個々の状況に応じた支援等を行っていく必要があります。
- 認定こども園については、私立幼稚園設置者の意向等を踏まえつつ、移行に向けた相談・支援を図っていきます。また、引き続き区教育委員会及び区内の教育・保育施設等と連携を図りながら、就学前教育の充実に努めていきます。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業、認可外保育施設等）

【事業実績等】

- 区内における保育施設の利用状況（在籍児童数）は、以下のとおり推移しています。
- 区では、この間の増大・多様化する保育ニーズに迅速かつ的確に対応するため、保育ニーズの算定にあたっては、ゆりかご面接時の調査等も踏まえて、認可保育所、地域型保育事業のほか、認証保育所、区保育室、家庭福祉員など、多様な保育施設等を整備してきました。今後の確保量については、これらの認可外保育施設等も含めて算出します。

【施設類型別入所実績】

各年4月1日現在

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認可保育所	5,415人	5,571人	5,961人	6,610人	7,183人	8,404人
その他保育施設等※	1,121人	1,224人	1,432人	1,543人	1,627人	1,699人
私立幼稚園の長時間預かり	65人	89人	122人	161人	250人	270人
認定こども園（長時間保育）	53人	52人	58人	0人	0人	0人
区立子供園（長時間保育）	96人	134人	168人	195人	209人	209人
計	6,750人	7,070人	7,741人	8,509人	9,269人	10,582人

※ その他保育施設等：地域型保育事業、認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

[歳児別入所実績]

各年4月1日現在

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0 ～ 2 歳	認可保育所	2,322人	2,360人	2,564人	2,930人	3,174人	3,947人
	その他保育施設等	909人	970人	1,151人	1,206人	1,288人	1,408人
	計	3,231人	3,330人	3,715人	4,136人	4,462人	5,355人
3 ～ 5 歳	認可保育所	3,093人	3,211人	3,397人	3,680人	4,009人	4,457人
	その他保育施設等※	212人	254人	281人	337人	339人	291人
	私立幼稚園の長時間預かり	65人	89人	122人	161人	250人	270人
	認定こども園（長時間保育）	53人	52人	58人	0人	0人	0人
	区立子供園（長時間保育）	96人	134人	168人	195人	209人	209人
	計	3,519人	3,740人	4,026人	4,373人	4,807人	5,227人
合計		6,750人	7,070人	7,741人	8,509人	9,269人	10,582人

※ その他保育施設等：地域型保育事業、認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ

【量の見込みとそれに対する確保量】

ア. 0～2歳

基準日：各年4月1日

			算出 時期	30年度	31年度
量の見込み	内訳	3号認定 (0歳)	策定時	747人	730人
			見直し	1,441人	1,508人
		3号認定 (1・2歳)	策定時	4,377人	4,301人
			見直し	5,235人	5,340人
	計①		策定時	5,124人	5,031人
			見直し	6,676人	6,848人
確保量	内訳	認可保育所	策定時	3,929人	3,971人
			見直し	4,514人	4,898人
		地域型保育 事業	策定時	224人	224人
			見直し	542人	542人
		その他※1	策定時	1,537人	1,537人
			見直し	1,438人	1,224人
	計②		策定時	5,690人	5,732人
			見直し	6,494人	6,664人
差引	②—①		策定時	566人	701人
			見直し	※2△182人	※2△184人
			待機児童	0人	0人

※ 1 その他は、認可外保育施設：認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、区定期利用。

※ 2 量の見込みは、認定者の数で推計しています。

量の見込みには、認定者の中でも、保育施設の入所申請を行わず家庭で保育する方、確保量に含まない保育施設（ベビーホテル等）を利用する方、引き続き育児休業を取得する方等が含まれています。見直し後の、0～2歳児の平成30年度、31年度推計の確保量は不足する数値となっていますが、上記の方の人数を除外するため、確保量の不足数値が、待機児童数となるわけではありません。

区は、引き続き計画的に施設整備を行っていくことで、保育需要に応えることができると考えております。

イ. 3～5歳

基準日：各年4月1日

		算出 時期	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望) ①	策定時	5,835人	5,942人
		見直し	5,784人	6,280人
確保量	内訳	認可保育所	策定時	5,425人
			見直し	6,142人
		その他※	策定時	723人
			見直し	855人
	計 ②	策定時	6,148人	
		見直し	6,997人	
差引 ②—①			策定時	313人
			見直し	1,213人
			待機児童	0人

※ その他は、認可外保育施設等：認証保育所、区保育室、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園の長時間預かり。

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 保育施設の量の見込みについては、実態調査から推計した数値が実態と比較し、大きく下振れしていることから、より実態に即した計画とするため、実績の推移から算定しました。
- 大幅な保育需要の増加に伴い、事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離が生じたため、平成30年度以降の量の見込みを見直しました。
- 量の見込みの増加に対応するため、待機児童解消緊急対策により認可保育園を核とした保育施設の整備を行ったことから、平成30年度以降の確保量を見直しました。
- 新設する認可保育所などの余裕スペース等を活用した保育事業（定期利用保育事業）を実施していきます。また、平成30年度は、0～2歳児と3～5歳児の間での定員調整により、必要な保育数を確保していきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

① 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業）

【事業実績等】

- この事業は、妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中に適時必要な医学的検査を実施するものです。
- 平成27年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
受診者数	5,385人	5,329人	5,400人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	4,933人	4,828人
	見直し	5,400人	5,400人
確保量 ②	策定時	4,933人	4,828人
	見直し	5,400人	5,400人
差引 ②-①	策定時	0人	0人
	見直し	0人	0人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 平成28年度から、妊婦子宮頸がん検診とHIV抗体検査が、東京都の検診統一項目となったことから、都内の医療機関でも受診できるようになったため、受診先も拡大し、受診率は上昇することが考えられますが、0歳児人口が減少に転じていることから、量の見込みは、ほぼ横ばいに推移すると予測し量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 今後とも、妊婦健康診査対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による健診体制のもと、安全・安心な妊娠・出産の支援を充実していきます。

② すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業実績等】

- この事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健センターの保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び相談・助言などを行うものです。
- 平成27年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
訪問者数	4,595人	4,474人	4,474人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	4,135人	4,047人
	見直し	4,337人	4,135人
確保量 ②	策定時	4,135人	4,047人
	見直し	4,337人	4,135人
差引 ②－①	策定時	0人	0人
	見直し	0人	0人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、0歳児人口推計を見直したこと及び実績数値に基づき、平成30年度以降の需要量の見込みを見直し、それに伴い確保量も見直しました。
- 平成29年に出生数が微減傾向に転じたことや、里帰り出産の期間が長期化する傾向で、出産から4か月以内に訪問面接ができないケースが増えたこと等から、実績数値はやや下がってきており、平成30年度以降の量の見込みの推計数値も、事業計画策定時の数値よりは多いものの、平成29年度以降、0歳児の人口推計に減少傾向に応じて、量の見込みも減少することが予測されます。
- 引き続き、主任児童委員等と連携することにより、保健センターの保健師等の専門職による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつ等の早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を行っていきます。

③ 利用者支援（利用者支援事業）

【事業実績等】

- この事業は、身近な地域で就学前の教育・保育や各種の子育て支援事業の利用相談・情報提供等を実施するとともに、関係機関等との連絡調整を行うもので、新制度において新たに位置付けられたものです。ここでは、利用者支援を実施している箇所数で、事業実績を算定します。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
事業実施箇所数	5 か所	6 か所	6 か所

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	8 か所	8 か所
	見直し	8 か所	9 か所
確保量 ②	策定時	8 か所	8 か所
	見直し	8 か所	9 か所
差引 ②－①	策定時	0 か所	0 か所
	見直し	0 か所	0 か所

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 利用者支援事業の利用者が増加していることから、量の見込みの見直しを行いました。
- 確保量については、「区立施設再編整備計画」（平成26年3月策定、平成29年1月改定）により、平成31年度の量を見直しました。
- 区はこれまで、区役所をはじめ、子ども家庭支援センターや保健センター、児童館などで子育て支援事業の情報提供等を行い、平成27年度には、各保健センター内に子どもセンター5か所を整備しました。
- 事業計画策定時には、身近な地域における新たな子育て支援拠点となる、「（仮称）子どもセンター」と表記されていた施設は、各保健センターに併設された子どもセンターと区別するため、正式名称を「子ども・子育てプラザ」としました。
- 平成28年12月には、施設再編後の児童館施設等を活用した、区内初の「子ども・子育てプラザ和泉」を開設しました。
- 平成30年度中にさらに2か所、平成31年度中に1か所の子ども・子育てプラザを開設し、身近な地域における子育て支援拠点を段階的・計画的に整備していきます。

④ 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業）

【事業実績等】

- この事業は、乳幼児とその保護者が相互に交流する場所を開設し、親子で一緒に遊んだり、子育てについての相談・情報提供などを行ったりするものです。
- 区では、3つの事業を実施しており、利用状況は次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度 (利用者数見込み)
つどいの広場 ・ひととき保育（一時預かり）に併設し、地域の子育て支援団体が運営しています。	31,533 人 (5か所)	27,279 人 (5か所)	13,211 人 (4か所)
ゆうキッズ ・児童館で実施しており、地域の協力を得て多様なプログラムや子育て講座を実施しています。	421,929 人 (41か所)	420,886 人 (41か所)	415,000 人 (40か所)
子ども・子育てプラザ（平成28年12月から） ・主に乳幼児親子を対象として、地域子ども・子育て支援事業の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の3事業を実施しています。		13,883 人 (1か所)	48,444 人 (1か所)
計	453,462 人	462,048 人	476,655 人

【量の見込みとそれに対する確保量】

		算出時期	30年度	31年度
量の見込み ①		策定時	417,777 人	409,827 人
		見直し	493,704 人	486,648 人
確保量	つどいの広場	策定時	5か所	5か所
		見直し	4か所	4か所
	ゆうキッズ	策定時	41か所	41か所
		見直し	38か所	37か所
	子ども・子育てプラザ	策定時	—	—
		見直し	3か所	4か所
計 ②	策定時	455,630 人	455,630 人	
	見直し	578,704 人	606,757 人	
差引 ②-①	策定時	37,853 人	45,803 人	
	見直し	85,000 人	120,109 人	

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、就学前人口の推計の見直し、実態調査に基づき、平成30年度以降の量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- つどいの広場の利用者については、保育施設への入所者が増加していることから、減少する傾向にあります。
- 「区立施設再編整備計画」（平成26年3月策定、平成29年1月改定）に基づき、施設再編後の児童館施設等を活用した「子ども・子育てプラザ」を平成28年度に1か所、平成30年度に2か所、平成31年度に1か所整備し、乳幼児親子のつどいの場の拡充及び一時預かりの拡充をしていきます。
- 今後とも、身近な地域で乳幼児親子が気軽に集い交流することを通して、子育てに対する不安や孤立感を軽減し、安心して子育てができるよう事業の充実を図っていきます。

⑤ 乳幼児の一時預かり（一時預かり事業）

（１）幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【事業実績等】

- この事業は、幼稚園がその在園児を対象に、当該保護者のリフレッシュ等のために不定期の一時預かりを行うものです。
- 平成 27 年度以降の区内私立幼稚園における事業実績は、次のとおりです。

	27 年度	28 年度	29 年度（見込み）
延べ利用園児数	153,824 人	132,444 人	128,938 人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30 年度	31 年度
量の見込み①	策定時	98,463 人	98,635 人
	見直し	124,683 人	120,566 人
確保量 ②	策定時	138,096 人	138,096 人
	見直し	162,790 人	162,790 人
差引 ②－①	策定時	39,633 人	39,461 人
	見直し	38,107 人	42,224 人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 量の見込みについては、実態調査から推計した数値が実態と比較し、大きく下振れしていることから、より実態に即した計画とするため、実績の推移から算定しました。
- 就学前人口の推計の見直しに合わせて、平成 30 年度以降の量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 平成 29 年度では、区内の私立幼稚園 39 園中、33 園が事業を実施しており、区は今後とも、個々の施設の実情を踏まえつつ、保護者のニーズに即した事業の充実が図られるよう取り組んでいきます。

(2) 幼稚園における在園児を対象とした定期預かり

【事業実績等】

- この事業は、増加傾向にある保育需要への対応の一環として、幼稚園がその在園児を対象に定期の長時間預かり（18時30分まで）を行うものです。
- 平成27年度以降の区内の私立幼稚園における事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ利用園児数	36,369人	41,934人	45,360人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	32,905人	33,059人
	見直し	48,600人	52,200人
確保量 ②	策定時	50,820人	50,820人
	見直し	64,800人	69,600人
差引②-①	策定時	17,915人	17,761人
	見直し	16,200人	17,400人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 量の見込みについては、実態調査から推計した数値が実態と比較し、大きく上振れしていることから、より実態に即した計画とするため、実績の推移から算定しました。
- 実績に基づき、平成30年度以降の量の見込みを見直し、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 長時間預かり保育は、小規模保育事業所等の卒園児の受け皿としても大きな役割を担うことから、東京都の補助制度等も活用しながら、事業者の意向を踏まえつつ、当該事業の拡充を図っていきます。

(3) 地域における一時預かり

【事業実績等】

- この事業は、保護者の事情（病気、冠婚葬祭、育児中のリフレッシュ等）により、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を、主として昼間に預かるものです。区では主に4つの事業を実施しており、利用状況は次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度 (見込み)
ひととき保育 ・区施設の一部などで、地域の子育て支援団体等が運営しています。	27,064人	25,365人	23,239人
一時保育 ・区立保育園（認可保育所）のうち、3か所（平成27・28年度は4か所）に設置している子育てサポートセンターや私立認可保育所等で実施しています。	8,392人	14,912人	14,342人
一時預かり（子ども・子育てプラザ） ・保護者の通院や冠婚葬祭、育児疲れの解消などの、一時的に保育を必要とする乳幼児を対象に、平成28年12月から実施しています。		810人	2,410人
ファミリー・サポート・センター ・一時預かりを希望する保護者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動事業です。	4,638人	4,701人	4,701人
計	40,094人	45,788人	44,692人

【量の見込みとそれに対する確保量】

		算出 時期	30年度	31年度
量の見込み ①		策定時	74,164人	73,487人
		見直し	68,528人	69,445人
確保量	内訳	・ひととき保育 ・一時保育 ・子ども・子育てプラザ	策定時	71,300人
			見直し	74,086人
		・ファミリー・サポート・センター	策定時	4,910人
			見直し	4,910人
	計 ②	策定時	76,210人	
		見直し	78,996人	
差引 ②-①	策定時	2,046人		
	見直し	10,468人		

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、実態調査に基づき、ファミリー・サポート・センター以外の事業の平成30年度以降の量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 地域における一時預かりのこれまでの利用実績数と、量の見込みにかい離があるのは、一時預かりを申し込んでも、日にちや時間により、定員に達しているため、お断りする場合の数を含めて、量を見込んでいるためです。
- 「区立施設再編整備計画」（平成26年3月策定、平成29年1月改定）に基づき、施設再編後の児童館施設を活用した「子ども・子育てプラザ」（平成28年度・30年度・31年度）を4か所開設することで、一時預かり事業を拡充していきます。
- ファミリー・サポート・センターは、核家族化や女性の就労率の上昇、共働き世帯の増加などの状況がさらに進む中、保育施設だけでは対応できない子どもの預かり等を担うサービスを実施しています。これからも、保護者のニーズに応じて、より利用しやすくなるよう、協力会員毎の活動回数の増加や協力会員数の拡大に取り組んでいきます。

⑥ 延長保育（延長保育事業）

【事業実績等】

- この事業は、保育の必要性の認定（2号・3号）を受け、保育所等を利用している乳幼児に対して、通常の利用時間の前後に当該保育所等での保育を行うものです。
- 区では、区立・私立認可保育所等において延長保育を実施しており、平成27年度以降の事業実績は次のとおりです。

各年4月分

	27年度	28年度	29年度
実施施設数	75所	76所	95所
延べ利用乳幼児数	800人	901人	977人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	1,418人	1,419人
	見直し	1,232人	1,353人
確保量 ②	策定時	1,900人	1,900人
	見直し	2,300人	2,500人
差引 ②-①	策定時	482人	481人
	見直し	1,068人	1,147人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 量の見込みは、直近の実績（延べ利用乳幼児数）を踏まえたものとししました。また、確保量については、平成30年度以降の施設整備数を考慮したものとししました。
- 今後とも、保育需要の増加傾向は続くものと見込まれるため、区では、保護者のニーズの高い認可保育所を核とした保育施設の整備を図る方針であり、これらの施設において延長保育を実施することにより、各年度の量の見込みに対応したサービス量を確保していきます。

⑦ 病児保育（病児保育事業）

【事業実績等】

- この事業は、保育所等に通う乳幼児が、病気や怪我により集団保育が困難で、かつ保護者が家庭で保育できない場合に、病院等に付設した専用スペースで一時的に保育を行うものです。
- 区では、区内の医療機関と連携して病児保育2か所（平成28年3月に1所開設）を実施しており、平成27年度以降の事業実績は次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ利用乳幼児数	1,955人	2,723人	3,128人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み ①	策定時	4,311人	4,289人
	見直し	4,557人	4,599人
確保量 ②	策定時	4,000人	5,000人
	見直し	3,854人	4,433人
差引 ②－①	策定時	△311人	711人
	見直し	△703人	△166人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 量の見込みについては、実態調査の結果に基づき、見直しを行いました。
- 確保量の見込みについては、開設日数（平成31年度は10月の開設を想定）に基づき、見直しました。
- 区では、病児保育の需要が増加傾向にあることから、既設の1か所に加え、平成27年度に2か所目の施設を開設しました。
- 平成31年度には、可能な限り早期に1か所の施設開設をめざすとともに、医療機関と協力しながら、更なる施設の確保に努め、病児保育の需要に応えていきます。

⑧ 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

【事業実績等】

- この事業は、子育て中の保護者を対象に、放課後や通院等の際の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行うものです。
- 平成27年度以降における小学生を対象とした事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ利用児童数	2,052人	1,649人	1,649人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み①	策定時	6,250人	6,428人
	見直し	2,151人	2,208人
確保量 ②	策定時	5,900人	6,500人
	見直し	2,000人	2,300人
差引 ②-①	策定時	△350人	72人
	見直し	△151人	92人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、量の見込みは実態調査の結果に基づき、量の見直しを行いました。
- ファミリー・サポート・センターは、核家族化や女性の就労率の上昇、共働き世帯の増加などの状況がさらに進む中、子どもの預かり等を担うサービスを実施しています。
- 学童クラブ事業や放課後等居場所事業の充実に加え、協力会員と利用会員の調整が難しいことから、確保量についても下方修正の見直しを行いました。これからも、保護者のニーズに応じて、より利用しやすくなるよう、協力会員毎の活動回数の増加や協力会員数の拡大に取り組んでいきます。

⑨ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業実績等】

- 学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学中の児童に対し、放課後や長期休業中における適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図るもので、新制度の実施に伴い、児童福祉法に定める利用対象が従来の「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡大されました。
- 平成 27 年度以降の事業実績は、次のとおりです。

各年 4 月 1 日現在

		27年度	28年度	29年度
区学童クラブ	登録児童数	3,813 人	4,018 人	4,172 人
区内民間学童クラブ		98 人	97 人	89 人
計		3,911 人	4,115 人	4,261 人

* 区基準と同等以上の民間学童クラブ（2 所）

【量の見込みとそれに対する確保量】

基準日：各年 4 月 1 日

			算出時期	30年度	31年度
量の見込み	1～6年生 ①		策定時	4,381 人	4,477 人
			見直し	4,703 人	5,033 人
確保量	内容	区学童クラブ	策定時	4,488 人	4,537 人
			見直し	4,663 人	5,002 人
		民間学童クラブ	策定時	85 人	85 人
			見直し	85 人	85 人
	計 ②		策定時	4,573 人	4,622 人
			見直し	4,748 人	5,087 人
差引 ②－①			策定時	192 人	145 人
			見直し	45 人	54 人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、就学前人口推計の見直し、実績数値に基づき、平成30年度以降の量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 学童クラブは小学校内での実施を基本とし、学校改築に合わせた整備や余裕教室、敷地の一部等の活用のほか、学童クラブとして活用可能なスペースが小学校に近接する場所にある場合には、これらの活用などにより、今後の需要に応じた育成環境を段階的に確保します。それまでの間、学童クラブの需要増に対応するため、児童館施設の改修等により学童クラブ受け入れ数を拡大します。
- 保護者が安心して働きながら子育てができるよう、**学童クラブの終了時間及び夏季等の学校休業期間中の開始時間の延長を、平成31年4月を目途に実施します。**

⑩ 子どもショートステイ（子育て短期支援事業）

【事業実績等】

- この事業は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設などで必要な保護を行うものです。
- 区では、そうした状況にある0～12歳の児童を対象とした「子どもショートステイ」を実施し、区内の児童養護施設及び乳児院で宿泊を伴う一時的な保護を行っています。
- 平成27年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ利用人数	820人	886人	900人

【量の見込みとそれに対する確保量】

	算出 時期	30年度	31年度
量の見込み①	策定時	3,171人	3,142人
	見直し	1,177人	1,184人
確保量 ②	策定時	3,650人	3,650人
	見直し	2,920人	2,920人
差引 ②－①	策定時	479人	508人
	見直し	1,743人	1,736人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 事業計画策定時の量の見込みと実績数値にかい離があることから、実態調査に基づき、平成30年度以降の量の見込みを見直しました。

⑪ 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業等）

【事業実績等】

- この事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。
- 区では、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員がこれらの家庭を訪問することに加えて、必要に応じて家事援助や専門相談を行う要支援家庭育児支援ヘルパー事業による訪問支援を行っています。
- 平成27年度以降の事業実績は、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ訪問人数	6,721人	8,177人	8,200人

【量の見込みとそれに対する確保量】

		算出 時期	30年度	31年度
量の見込み①	策定時		5,041人	5,075人
	見直し		8,300人	8,400人
確保量 ②	策定時		5,041人	5,075人
	見直し		8,300人	8,400人
差引 ②-①	策定時		0人	0人
	見直し		0人	0人

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 児童虐待に関する通告数が、ここ5年間で1.5倍に急増したことや、支援対象者の相談内容の複雑化・長期化により、家庭訪問数も増加していることから、実績数値に基づき、平成30年度以降の量の見込みの見直しを行い、それに伴い確保量についても見直しを行いました。
- 区では、相談件数等の増加傾向に、より迅速かつ機能的に対応するため、今後、地域型の子ども家庭支援センターを整備していく予定です。
- 今後とも、支援対象者の増加と家庭状況の多様化を踏まえて、子ども家庭支援センター及び保健センターの職員のほか、民生委員・児童委員等の協力を得て、養育支援が特に必要な家庭に対して、妊娠・出産期から子育て期までを通した、切れ目のない支援をしていきます。

⑫実費徴収に係る補足給付事業

【事業実績等】

- この事業は、低所得者の負担軽減を図るため、保育者が教育・保育施設に支払う、実費負担の費用等を助成する事業です。
- 平成29年11月現在において、この事業を杉並区では実施していません。

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 当初計画には記載がありませんでしたが、地域子ども・子育て支援事業の必須記載事業であるため、今回の見直しを機会に、事業計画に記載しました。

⑬多様な主体の新制度への参入促進事業

【事業実績等】

- この事業は、新規に参入する民間事業者に対して、事業経験のある者により巡回支援を実施したり、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助することで、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。
- 平成27年度以降の巡回支援の事業実績及び平成29年度の実績の見込みは、次のとおりです。

	27年度	28年度	29年度（見込み）
延べ利用件数	0件	7件	21件

【確保策の推進等に当たっての基本的考え方】

- 当初計画には記載がありませんでしたが、地域子ども・子育て支援事業の必須記載事業であるため、今回の見直しを機会に、事業計画に記載しました。

第4章 計画の推進に向けて

- 計画を推進するに当たっては、本事業計画のほか、引き続き子育て支援制度についての区民周知に努めるとともに、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の担い手となる事業者との連携をより一層図りつつ、事業の安定的な運営及び質の確保を図ってまいります。
- また、区が実施主体となる子育て支援制度の円滑な実施のためには、国や東京都の広域的な立場からの支援が不可欠であることから、今後とも機会を捉えて、制度面・財政面を含めた意見・要望を伝えていきます。
- 本事業計画は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく区長の附属機関として設置した「杉並区子ども・子育て会議」（学識経験者、子育て中の保護者、教育・保育施設の事業者、子育て支援団体の関係者などで構成）の意見を踏まえて策定したものであり、今回、中間年の計画の見直しを行いました。今後も、計画の着実な推進を図るため、同会議の意見を聴きながら毎年度における計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じていくこととします。